

# 高等学校等就学支援金

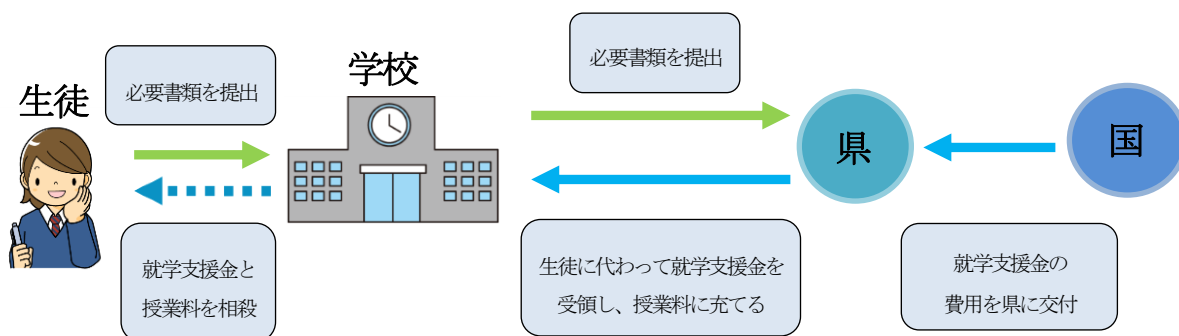
## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に、**授業料**に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。**奨学金制度ではありませんので返済は不要です。**

## 2. 支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てますので、**生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。**

(公立高校の場合、申請し支給の対象となった生徒は実質的に授業料が無償となります。)



(※通信制については、一旦授業料を納め、後日、就学支援金を受け取ります。)

## 3. 受給するために必要な手続

### (1) 申請手続 (4月の入学時)

- ①申請書 (進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書 (市役所等で取得できます) などの保護者の所得を証明する書類 (市町村民税所得割額が分かるもの) として、県が定める書類。

\*平成27年度の4月に提出する場合は【平成26年度(平成25年分)】の課税証明書

### (2) 届出手続 (毎年6月~7月頃)

- ①届出書 (進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書など

\*平成27年度の7月に提出する場合は【平成27年度(平成26年分)】の課税証明書

①と②を、高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給され授業料に充てられます。

※②は、原則、親権者 (例: 父母がいる場合、父と母の両方) 全員分が必要です。

## 4. 所得制限及び支給額について <県立高校の場合>

市町村民税所得割額(保護者の合算)	支給額(全日制・年額)
30万4,200円 未満 (モデル世帯(*)で年収910万円未満)	11万8,800円 (※月額9,900円)

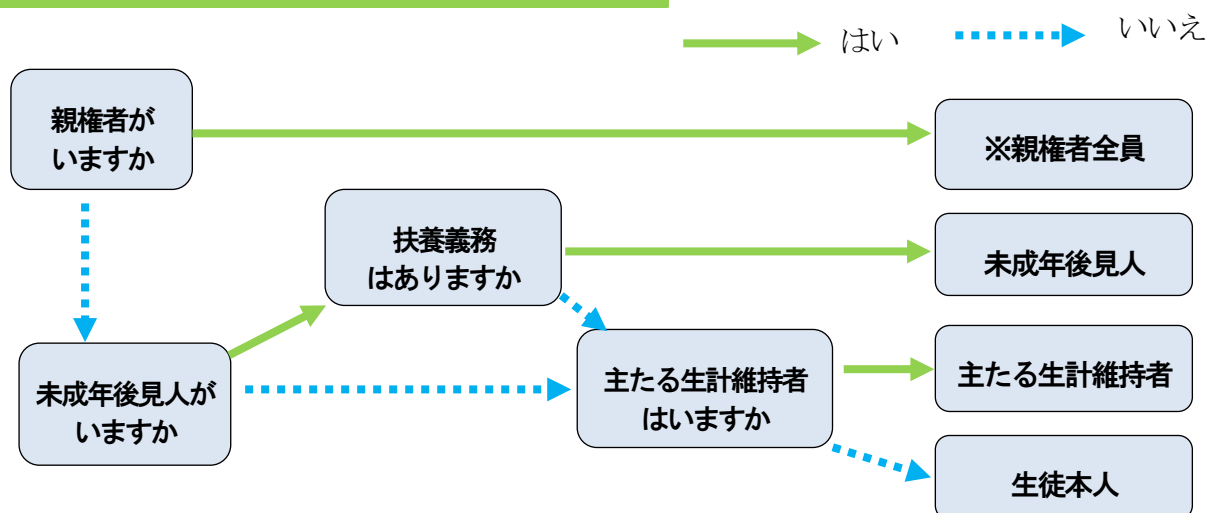
(\*)両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人、中学生一人の子供がいる世帯。

※市町村民税所得割額が30万4200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※**県民税所得割額は含めません。**

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

## 5. 課税証明書等が必要な者



※親権者のどちらか一方の課税証明書等を提出することが、DVなどの理由により困難と認められる場合、該当する親権者の分の提出は不要です。(学校・県にご相談下さい。)

## 6. 申請に必要な書類について(市民税所得割額確認書類)

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書 (市町村役場で発行)
- 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」\*  
(※勤務先を通じて配布。毎年6月頃に配布されるので、大切に保管してください。)
- 「住民税納税通知書」(自営業の場合に市町村から送付)

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、**事前に確定申告が必要です。**

【県立高校関係の問合せ先】

進学予定の高校 または 熊本県教育庁学校人事課総務係 TEL096-333-2692